

平成 29 年 8 月 10 日

各位

会 社 名 株式会社構造計画研究所
代表者名 代表取締役社長 服部 正太
(J A S D A Q ・ コード 4 7 4 8)
問合せ先 取締役専務執行役員 湯口 達夫
電話番号 0 3 - 5 3 4 2 - 1 1 4 2

役員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 10 日開催の取締役会において、新しい株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、平成 29 年 9 月 15 日開催予定の第 59 期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、本日開催の取締役会において、本株主総会で必要な定款変更等が承認されることを条件に「監査等委員会設置会社」への移行を併せて決議しており、下記は当該移行を前提とした内容となっております。

記

1. 本制度の導入

- (1) 当社は、取締役（社外取締役を除く。）および当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」という。）を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。

(注)本制度の導入により、取締役等（監査等委員である者を除く）の報酬は、「固定報酬」、「業績連動型金銭報酬」および「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。なお、監査等委員である取締役の報酬については「固定報酬」および「業績非連動型株式報酬」から構成されることとなり、業務執行から独立した立場である社外取締役については従前どおり「固定報酬」のみで構成されます。

2. 本制度に係る報酬等の額および内容

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が定める取締役等株式給付

規程に基づいて、各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式および当社株式の時価に相当する金銭（当社株式とあわせて、以下、「当社株式等」という。）を、本信託を通じて各取締役等に給付する株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として、取締役等の退任時とします。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役を除く。）および当社と委任契約を締結している執行役員

(3) 本制度の対象期間

平成 29 年 7 月 1 日より開始する事業年度から平成 32 年 6 月 30 日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下、「当初対象期間」という。）および当該 3 事業年度経過後に開始する 3 事業年度ごとの期間（以下、当初対象期間とあわせてそれぞれの 3 事業年度を「対象期間」という。）とします。

(4) 信託期間

平成 29 年 11 月（予定）から本信託が終了するまでとします。（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとしたします。）なお、本制度は、当社株式の上場廃止、取締役等株式給付規程の廃止等により終了します。

(5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、当社株式の取得資金（以下、「株式取得資金」という。）として、以下の金銭を本信託に拠出します。

まず、当社は、上記(4)の信託期間の開始時に、当初対象期間に対応する取締役等（監査等委員である者を除く）への株式取得資金として、115 百万円を上限として金銭を本信託に拠出し、また監査等委員である取締役への株式取得資金としては 5 百万円を上限として金銭を本信託に拠出します（合計上限 120 百万円）（注）。なお、当初対象期間中、信託期間の開始時に拠出した金銭の金額との合計で、取締役等（監査等委員である者を除く）については 115 百万円の範囲内で当社株式の取得資金を追加して信託することができるものとし、監査等委員である取締役については 5 百万円の範囲内で当社株式の取得資金を追加して信託することができるものとし、また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、取締役等（監査等委員である者を除く）については 115 百万円を上限として本信託に追加拠出することができるものとし、監査等委員である取締役については 5 百万円を上限として本信託に追加拠出することができるものとし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する取締役等（監査等委員である者を除く）および監査等委員である取締役それぞれの当社株式（以下、「残存株式」という。ただし、取締役等に付与されたポイント数（ポイントについては、下記(7)参照）に相当す

る当社株式で取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。)ならびに、取締役等(監査等委員である者を除く)および監査等委員である取締役それぞれの金銭(以下、残存株式とあわせて「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出できる金額の上限は、本株主総会で承認を得た上限金額である取締役等(監査等委員である者を除く)については115百万円、監査等委員である取締役については5百万円から残存株式等の金額(株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式の金額とします。)を控除した金額とします。

(注)当社が実際に本信託に拠出する金銭は、前記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

(6) 本信託が取得する当社株式の取得方法および数

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(5)の株式取得資金の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しており、新株発行は行いません。したがって、本信託による当社株式の取得に際し、当社の発行済株式総数が増加することはなく、希薄化が生じることはありません。取得方法の詳細については、本株主総会后に改めて当社で決定し、開示します。

ご参考として、当初対象期間における株式取得資金として拠出する資金の上限金額合計120百万円を原資として、平成29年8月9日の終値2,003円で取得した場合、取得する株式数は、59,910株となります。

(7) 各取締役等に付与する当社株式の算定方法および上限

当社は、当社取締役会で定める取締役等株式給付規程に基づき、各取締役等に対して対象期間中の所定の日、役位、担当部門および業績目標の達成度に応じて事業年度ごとに以下のポイント※1を付与します。なお、当初対象期間の取締役等株式給付規程は、本株主総会后の取締役会で決議します。

※1 付与ポイント=基準ポイント※2×業績連動係数※3

なお、監査等委員である取締役については基準ポイントのみを付与します。

※2 基準ポイントは、役位別ポイントと取締役等の担当部門ポイントの合計とします。

※3 業績連動係数は、総付加価値※4の達成度に応じて概ね80%~120%程度で変動するものとします。

※4 総付加価値は、当社が目標とする主要な経営指標で、事業本来の収益力を表す「営業利益」、人材を成長の源泉と考え、優秀な人材を確保するための「人件費」および「福利厚生費」の合計です。

当初対象期間中に取締役等に1事業年度あたりに付与するポイントの上限は、取締役等（監査等委員である者を除く）については18,200ポイント（相当する株式数は18,200株）とし、監査等委員である取締役については600ポイント（相当する株式数は600株）とします。当初対象期間中の3事業年度に付与するポイントの上限は取締役等（監査等委員である者を除く）については54,600ポイント（相当する株式数は54,600株）とし、監査等委員である取締役については1,800ポイント（相当する株式数は1,800株）とする予定です。

(8) 各取締役等に対する当社株式等の給付

原則として、当社の取締役等が退任し、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時迄に付与された総ポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、納税資金確保の観点から当該ポイントの30%を上限とする一定割合に相当する数の当社株式については本信託内で金銭換価します。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記(8)により当社の取締役等に給付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

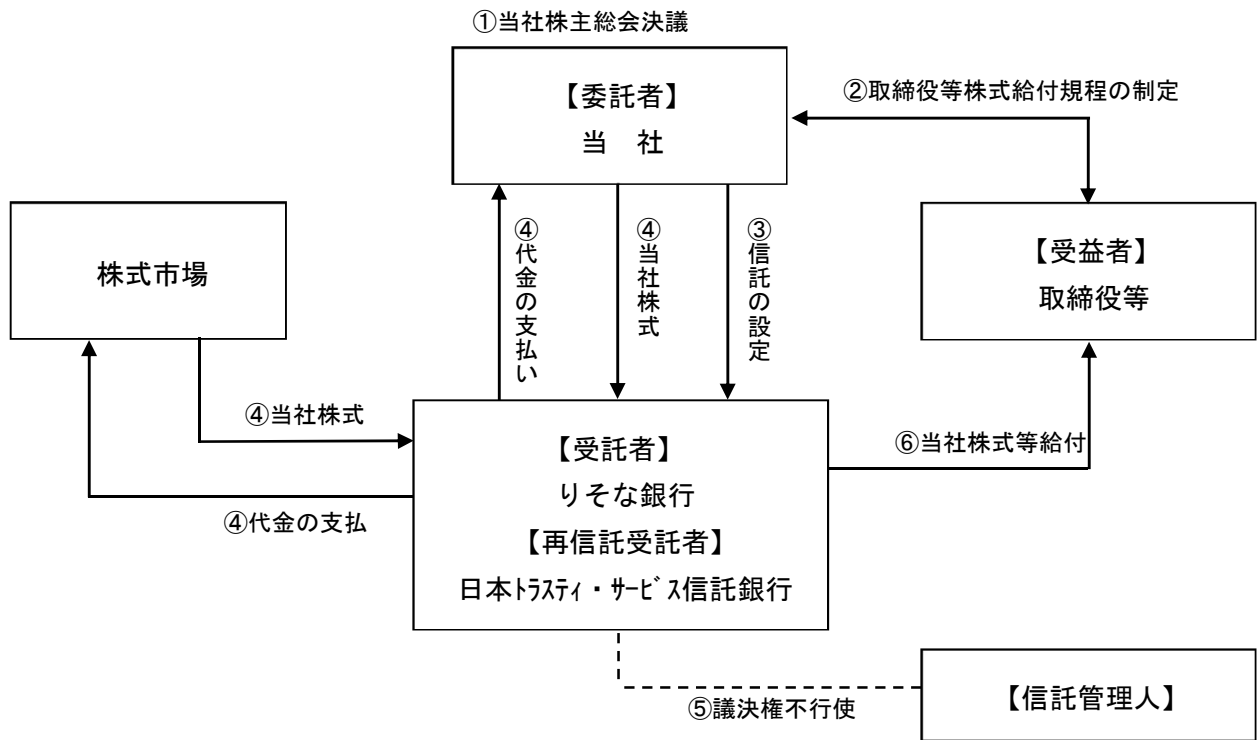
本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、株式取得資金、本信託の信託報酬等の信託費用に充当します。

(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、対象株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付することを予定しています。

以上

(仕組み図)



- ① 当社は本制度の導入に関して当社株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は取締役会において当社株式等の給付に係る取締役等株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加拠出することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として当社株式を、当社の自己株式処分または株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式にかかる議決権については、信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、上記②の取締役等株式給付規程に基づき、各取締役等に対して対象期間中の所定の日に、役位、担当部門および業績目標の達成度に応じて事業年度ごとにポイントを付与します。退任時等、株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を給付します。その際には、納税資金確保の観点から当該ポイントの30%を上限とする一定割合に相当する数の当社株式について本信託内で金銭換価します。